

(12) 北方領土返還要求に関する政府の公式見解

〔昭和31年2月11日第24回国会衆議院外務委員会
における森下外務政務次官答弁〕

(1) それでは今の南千島の問題のそういう誤解を解くために、ここにはっきりと一つ声明をいたします。

この南千島、すなわち国後、択捉の両島は常に日本の領土であったもので、この点についてかつていささかも疑念を差しはさまれたことがなく、返還は当然であること。御承知のように国後、択捉両島が日本領土であることは、1855年、安政元年下田条約において、ただいまお述べになったように調印された日本国とロシア国通好条約によって露国からも確認されており、自来両島に対しましては何ら領土の変更が加えられることなく終戦時に至っております。1875年、明治8年の樺太・千島交換条約においても、両島は交換の対象たる千島として取り扱われなかったのであります。

サンフランシスコ平和条約はソ連が参加しているものではないが、右平和条約にいう千島列島の中にも両島は含まれていないというのが政府の見解であります。同会議において吉田全権は択捉、国後両島につき特に言及を行ない、千島列島及び南樺太の地域は、日本が侵略によって略取したものだとするソ連全権の主張に反論を加えた後、日本開国の当時、千島南部の二島すなわち択捉、国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアも何ら異議を差しはまなかったと特に指摘しておるのであります。また連合国はこの今次戦争について領土の不拡大方針を掲げていたこと、また大西洋憲章、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言はすべて過去において日本が暴力により略取した領土を返還せしめるという趣旨であり、日本国民は連合国が自国の領土的拡大を求めているものでないことを信じて疑わない。日本の固有の領土たる南千島をソ連が自国領土であると主張することは、日本国民一人として納得し得ないところであります。

(2) この南千島は日本人の生業に欠くべからざる島であることも、これを伝えなければなりません。国後、択捉両島は北海道に接近しており、沿岸漁業の獲得高から申しまして、戦前千島列島の年10万トンに対し、この

国後、択捉両島のみで年15万トンに達していた事実等でも明らかなとおり、両島は日本国民の日々の平和な生活を続けてきておったものであります。

ここにこれをかたく声明をいたす次第でございます。